

# 草加市野球連盟規約

## 第1章 名称及び事務所

第1条 本連盟は草加市野球連盟と称する。

第2条 本連盟は事務所を会長事務所におく。

## 第2章 目的及び事業

第3条 本連盟はアマチュア・スポーツとして正しい野球を市民全般に普及してその健全な発展を図ると共に会員相互の親睦を図り、市民の健康・体力づくりに寄与することを目的とする。

第4条 本連盟は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

2 各種軟式野球大会及び講習会

3 軟式野球に関する調査研究

4 軟式野球の普及発展に関する指導奨励

5 少年軟式野球大会の開催、指導啓蒙

6 本連盟の運営に功績のあった者及び優秀選手等の表彰

7 その他本連盟の目的達成に必要な事項

## 第3章 会 員

第5条 本連盟の会員は社会人として次の条件をもつものとする。

2 職域チーム 本市域の官公庁、会社、商店、工場等に勤務する者のみによって編成されるチーム、または同一企業に勤務する者が登録人員の3分の2以上で編成するチーム。ただし、支部長が認めた場合は基準を変えることができる。

3 クラブチーム 本市域内および隣接市・区に居住する者又は勤務する者によって編成されるチーム。なお、隣接市・区居住者の登録は、全登録者の1/3以内とする。ただし、支部長が認めた場合は基準を変えることができる。

4 各チームは職業野球選手及び学生を除く。

(但し学生は夜間学生であり昼間一定の職に従事しているものを除く)

第6条 各チームは、監督・コーチ及び主将を含めた競技者によって編成されねばならない。

## 第4章 組 織

第7条 本連盟は全日本軟式野球連盟、埼玉県野球連盟の傘下に入り、同連盟の規約等のなかで運営する。

## 第5章 加盟及び脱退

第8条 本連盟に加入するチームは本連盟の定める登録申込書（3通）と会費を納入し本連盟の資格審査（理事会決定）をうけた後加入を認められる。

第9条 各チームは登録に異動の生じた時は各大会前にその旨を文書で連盟に届ける。

第10条 各チームの登録は毎年更新し更新手続完了とともにその年度の登録チームの資格を得る。

第11条 各チームは前第8条及び第10条に定めるほか次の事項の1つに該当するときはその資格を失う。

2 第5条に定める条件を具備しなくて本連盟が不適格と認めたもの。

3 自ら脱退の意志を表明したもの。

4 本連盟の目的事業に違反したもの。

5 本連盟の上部団体、他の同位連盟及び本連盟により除名された者及びチーム。

## 第6章 役員

第12条 本連盟に次の役員をおく。

2 会長 1名

3 副会長 若干名

4 理事長 1名

5 総務委員長 1名

6 理事 若干名（会計担当等を含む）

7 会計監査 1名

第13条 会長、副会長は理事会で選出する。

2 会長は本連盟を代表し、会務を統括する。

3 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

第14条 理事長及び総務委員長は理事会で選出する。

2 会長、副会長事故あるときは理事長がその職務を代行する。

3 理事長事故あるときは理事長指名の者がその職務を代行する。

4 理事は本連盟の会務を掌握する。

5 理事は会長指名により会計・総務・渉外等分担し会務を行う。

第15条 会計監査は理事会で選出する。会計監査は本連盟の会計を監査する。

第16条 本連盟に名誉会長、顧問、相談役をおくことができる。

第17条 役員任期は3年とする。但し再任を妨げない。補欠による役員は理事会において選任し、前任者の残余期間とする。

2 役員は任期満了しても後任者が就任するまでその職務を行う。

## 第7章 会議

第18条 本連盟の会議は理事会、常任理事会とする。

第19条 理事会、常任理事会は必要に応じて会長が招集しその議長となる。

第20条 理事会、常任理事会は過半数が出席しなければ開会できない。

第21条 理事会、常任理事会の議事は出席理事、常任理事の過半数をもって決する。可否同数のときは議長が決する。

## 第8章 会計

第22条 各チームは本連盟の定める会費を納入する。

第23条 本連盟の経費は登録費、大会費、補助金、寄付金、その他で支弁する。

第24条 本連盟の記念事業等は理事会の決定により特別会費を徴収し、これに当て

ることができる。

第 25 条 本連盟の会計年度は毎年 1 月 1 日より 1 2 月 3 1 日までとする。

## 第 9 章 規 律

第 26 条 各チームは本連盟のみ登録しその構成員はその一つのチームに登録しそれ以外に加入することができない。

第 27 条 各チーム及び構成員は本連盟主催、後援または本連盟の上部団体及び本連盟と大会開催を約した野球大会でなければ出場できない。

第 28 条 前条の大会に出場する時は本連盟の承認書を添えて出場すること。

第 29 条 各チームは本連盟の本規約及び附属規程違反してはいけない。

第 30 条 各チーム及びその構成員は本規約及び附属規程に違反したときは理事会において除名し、各チーム及び構成員を本連盟の大会及び他の大会に出場を停止等その他の処分をすることができる。

## 第 10 章 附 則

第 31 条 本連盟の規約の施行について必要な事項の規程は理事会において定める。

第 32 条 本連盟は埼玉県野球連盟の傘下連盟である。

第 33 条 本連盟は公益財団法人草加市スポーツ協会の構成団体として位置づける。

平成 1 3 年 6 月 1 日改正  
平成 3 1 年 1 月 1 日改正  
令和 5 年 2 月 1 日改正  
令和 6 年 2 月 1 日改正